

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和3年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなどに認められてきました。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに長野県経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

1 免税軽油制度を継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年12月16日

伊 那 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣